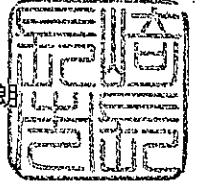


## 長崎市公告第 35 号

公募型プロポーザル方式により請負業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年3月25日

長崎市長 鈴木 史朗



### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

長崎原爆資料館展示更新実施設計・制作施工請負業務

#### (2) 業務内容

長崎原爆資料館展示更新実施設計・制作施工請負業務に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

#### (4) 履行場所

受託者の事業所、長崎原爆資料館

#### (5) 予算限度額

500,979,000円を上限とする。

ただし、実施設計及び制作・施工それぞれの上限内訳を以下のとおりとする。

- ・実施設計 24,779,000円（消費税相当額を含む）
- ・制作・施工 476,200,000円（消費税相当額を含む）

### 2 提案資格

本件プロポーザルに参加することができるものは、単独または複数の事業者で構成する共同事業者とし、満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「各種計画策定」及び「その他室内装飾・家具・木工品」で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者ではないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 2015年4月以降に展示面積1,000㎡以上の博物館又は資料館の常設展示に関する実施設計及び制作施工について、元請けとして1回以上契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。
- (8) (7) 記載と同種の業務実績が1件以上ある主任担当者を1名、また一級建築士の資格を有するものを1名配置すること。
- (9) 共同事業体を構成して参加する場合
- ア 共同事業体の構成員数は、2または3事業者とする。
  - イ 共同事業体の構成員の中から、代表企業を定めること。
  - ウ 共同事業体を構成するすべての構成員が(1)から(6)（ただし、代表企業以外の構成員は(2)については、いずれかの業種に登録があること。また、(6)については同一共同事業体として参加する場合は除く。）に掲げる提案資格をすべて満たしているとともに、(7)(8)については代表企業が提案資格を満たしていること。
  - エ 共同事業体のうち、長崎市物品等競争入札有資格者名簿の地域区分が「市内」又は「認定市内」の者を1事業者以上含むこと。
  - オ 共同事業体を構成して参加する場合は、特に次の事項に留意すること。
    - (ア) 代表企業が本件の参加表明書等の提出を行うこと。
    - (イ) 1つの事業者が複数の共同事業体に参加することはできない。また、共同事業体に参加する事業者は単独での参加はできない。
    - (ウ) 共同事業体の構成員を変更することはできない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、その他の構成員を変更することができる。
    - (エ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合は、共同事業体の構成員となることはできない。
    - (オ) 共同事業体の名称は、〇〇〇共同事業体とすること。

### 3 説明書及び提案書作成に係る資料の交付期間、場所及び方法

説明書及び提案書作成に係る資料（長崎原爆資料館展示更新基本計画及び長崎原爆資料館展示更新基本設計）は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダ

ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。なお、書面による交付を希望する場合は事前に3(2)の担当課まで連絡するものとする。また、基本設計に係る意匠図(平面図、立面図等)の交付については、申し出により別途配付する。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和7年4月4日(金)(長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の正午まで。

(2) 説明書の交付場所

長崎市平野町7番8号 長崎原爆資料館

長崎市原爆被爆対策部平和推進課(電話:095-844-9923)

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和7年4月4日(金)正午必着(提出期限内に担当課に到達していること。)

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

通知予定日令和7年4月7日(月)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書(様式キ)を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。電話等による照会には応じない。質問書(様式キ)に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除

き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和7年4月14日(月) 午後5時30分必着

(3) 質問書送信先

長崎市原爆被爆対策部平和推進課

E-mail:heiwa@city.nagasaki.lg.jp      ファクシミリ：095-846-5170

(4) 質問に対する回答

令和7年4月18日(金) 午後5時30分までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

## 7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和7年5月7日(水) 正午必着(提出期限内に担当課に到達していること。)

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。

## 8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

(2) ヒアリング予定日：令和7年5月12日(月)

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表(様式ケ)にて通知する。

## 9 受託候補者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

### 評価基準

評価項目	評価書類	評価の視点	配点
1 事業者の 履行実績	業務等実績 調書（様式 ウ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の効果的・効率的な履行につながる、仕様書項目10に記載の実績要件と同様の実績・経験を有しているか。（設計及び施工を合わせて1件とする。なお同一施設かどうかは問わない。）</li> <li>5点：5件以上ある。</li> <li>4点：4件ある。</li> <li>3点：3件ある。</li> <li>2点：2件ある。</li> <li>1点：1件のみ。</li> </ul>	5点
2 担当者評 価	配置予定者 調書（様式 工）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任担当者の同種業務実績がどの程度あるか。（設計及び施工を合わせて1件とする。なお同一施設かどうかは問わない。）</li> <li>10点：5件以上ある。</li> <li>8点：4件ある。</li> <li>6点：3件ある。</li> <li>4点：2件ある。</li> <li>2点：1件のみ</li> </ul>	10点
3 実施方針 評価	提案書 ●実施方針 （様式カま たは任意）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的、内容を理解しているか。</li> </ul>	10点
4 実施体制 評価	提案書 ●業務行程 表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計、制作施工に係る業務実施スケジュールは妥当か。</li> <li>・業務ごとのタスクは明確で十分なものか。</li> <li>・開館しながら施工することを前提とした行程及び体制は十分なものか。</li> </ul>	10点
	●実施体制 図		10点

評価項目	評価書類	評価の視点	配点
5	提案内容 提案書 (1)~(9)	<p>(1) 全体概要・パース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画及び基本設計に基づきつつ、説得力のある提案となっているか。</li> </ul>	10点
		<p>(2) デザインコンセプト・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>展示物の視認性・デザイン性のアイデアが優れているか。</li> <li>年齢や障がいの有無、言語などにかかわらず、多くの人が利用可能なデザインの提案となっているか。</li> </ul>	10点
		<p>(3) 導入機材リスト・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コストも含め適切なものとなっているか。</li> <li>資料保存機能について環境を整えるなど配慮された提案となっているか。</li> </ul>	10点
		<p>(4) 3つの象徴展示の見せ方のアイデア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人目を惹きやすい見せ方の提案となっているか。</li> <li>没入体験型展示の動線などを配慮した提案となっているか。</li> </ul>	10点
		<p>(5) デジタル技術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多言語音声ガイド、展示物、情報メディアコーナー等、デジタル技術を活用して機能性・情報伝達性に優れた提案となっているか。</li> </ul>	10点
		<p>(6) 初来館者への配慮・学習機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修学旅行生や外国人観光客に対してわかりやすい展示内容の提案となっているか</li> </ul>	10点
		<p>(7) 維持管理手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム、データ、パネルボードの維持管理や情報更新の際の操作方法に配慮された提案となっているか。</li> </ul>	10点
		<p>(8) 施工中の来館者への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工中の来館者への配慮（目隠しの際の対応、施工時の音、粉塵、臭い対策など）、また適切な安全確保が図られた提案となっているか。</li> </ul>	10点

評価項目	評価書類	評価の視点	配点
		(9) コスト管理、人手不足への対応 ・実施設計及び制作施工の際に物価高騰や人手不足も考慮した提案となっているか。	10点
		(10) その他創意工夫 ・提案者独自のノウハウ、知識、経験等による提案となっているか。	10点
合計			145点

委員名は次のとおりとする。

委員長	長崎市	原爆被爆対策部	原爆資料館長	井上 琢治
委員		原爆被爆対策部	被爆継承課長	田中 祐介
			平和推進課主事（学芸員）	高倉 大輔
			情報政策推進部	DX推進課長
		建築部	建築課長	諸岡 憲明
		教育委員会 教育総務部	生涯学習施設課長	吉田 栄作
		教育委員会 学校教育部	学校教育課長	廣瀬 忠義

## (2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託候補者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年5月13日（火）（予定）に通知する。

## (3) 決定された受託候補者と仮契約を締結し、長崎市と受託候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

## 10 契約書作成の要否 要

(1) 本業務の契約は、受託候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、議会の議決を経て、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受託候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約額が提出した見積書の

額と同額になるとは限らない。

- (3) 受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位者と契約交渉を行うものとする。

#### 11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
- ア 提案資格を満たさないこととなった場合
- イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

#### 担当課

〒852-8117

長崎市平野町7番8号長崎原爆資料館

長崎市原爆被爆対策部平和推進課

電話095-844-9923

FAX095-846-5170

電子メールアドレスheiwa@city.nagasaki.lg.jp